

高砂市病児保育事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童が病気であり、集団保育の困難な期間、一時的にその児童の保育を行う者に対して病児保育事業（以下「事業」という。）の実施に要する費用を補助することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

(補助の対象)

第2条 事業の実施に要する費用の補助金の対象となる施設は、市長があらかじめ指定した市内の施設（以下「実施施設」という。）とする。

(施設の指定等)

第3条 実施施設の指定を受けようとするものは、高砂市病児保育事業実施施設指定申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは審査の上、適正と認めるときは高砂市病児保育事業実施施設指定承認通知書（様式第2号）により、適正でないとき高砂市病児保育事業実施施設指定不承認通知書（様式第3号）により同項の申請をした者に通知するものとする。

(事業開始等)

第4条 補助金の交付を受けようとする実施施設は、事業の開始に当たって、あらかじめ、事業内容等について、高砂市病児保育事業開始（変更）届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

2 実施施設は、前項の規定により届け出た事項に変更があったとき、及び事業を廃止し、又は休止しようとするときは、高砂市病児保育事業開始（変更）届又は高砂市病児保育事業廃止（休止）届（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

(対象児童の登録)

第5条 実施施設の長は、事業の対象となる児童（高砂市及び高砂市と協定を結んでいる市に居住している12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない児童という。以下「対象児童」という。）の保護者にあらかじめ高砂市病児保育利用登録申請書（様式第6号）を提出させ、当該実施施設の利用の登録をさせなければならない。

(利用の要件)

第6条 実施施設の長は、対象児童が病気のために集団保育が困難で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭においても育児を行うことが困難な場合であることを確認したときは、当該実施施設の利用をさせなければならない。

(利用の申請及び決定)

第7条 実施施設の長は、当該実施施設の利用を希望する保護者（以下「申請者」という。）から高砂市病児保育利用（変更）申請書（様式第7号。以下「利用申請書」という。）を、実施施設が指定する医療機関が作成した対象児童が「病気」であることの証明書とともに

に提出させるものとする。ただし、実施施設が指定する医療機関での受診が困難な場合は、他の医療機関が作成した「病気」であることの証明書等を添えて申込みをしても差し支えないものとする。

- 2 実施施設の長は、前項の申請を受けたときは、速やかに利用の承認又は不承認を決定し、利用の承認を決定したときは高砂市病児保育利用（変更）決定通知書（様式第8号）により、利用の不承認を決定した場合は高砂市病児保育利用不承認通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、申請者に対する通知は、事後であっても差し支えないものとする。

（利用の実施）

第8条 実施施設の長から利用の決定の通知を受けた申請者（以下「利用者」という。）は、自己の責任において、指定された日時に児童の送迎を行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の利用の決定の通知に係る対象児童について、利用者が実施施設の長の送迎による当該実施施設の利用を希望したときは、実施施設の長は、当該対象児童の送迎を行うものとする。この場合において、当該送迎は、タクシーを利用することによって行うことができるものとする。
- 3 利用者は、利用期間中は常に連絡先を明らかにしておくとともに、次条第2項の規定に該当した場合は、直ちに児童を実施施設から引き取らなければならない。
- 4 利用者は、利用に際しては、実施施設の長に、児童の健康状況その他処遇上必要な事項について説明をしなければならない。
- 5 実施施設の長は、利用の期間中の児童の生活状況等の記録を整備しておかななければならない。

（利用の期間）

第9条 利用の期間は、集団保育が困難であり、かつ、家庭での保育を受けることができない期間であって、連続して7日以内を原則とする。

- 2 実施施設の長は、児童が次に掲げるときは利用の期間中であっても利用を解除することができる。
 - (1) 病状が変化し、実施施設において対応が不可能なとき。
 - (2) その他実施施設の長が不相当と認めるとき。
- 3 実施施設の長は、前項の規定により利用を解除したときは、高砂市病児保育利用解除通知書（様式第10号）により、利用者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 実施施設の長は、各四半期の終了後、高砂市病児保育事業実績報告書（様式第11号）により、市長に報告するものとする。

（保険等への加入）

第11条 実施施設の長は、事業の実施に当たっては賠償保険等に加入しなければならない。
（利用者負担）

第12条 実施施設の長は、利用者に事業の実施に要する経費の一部として、利用料を徴収することができる。

- 2 治療又は診察のための児童等の移送に要する経費（第8条第2項に規定する送迎に要する費用を含む。）、利用中の児童等に係る飲食代、医療費、実施施設における行事参加等特別に要する経費は、利用者が負担しなければならない。
（補助金の額）

第13条 補助金の額は、別表第1病児保育事業（特定分、一般分・事業費）の項の(1)基本分及び(2)加算分に定めるところにより算定した額と、病児保育事業の実施に必要な経費の実支出額から利用料その他の収入額を差し引いた額とを比較して、その少ない方の額とする。この場合において、第8条第2項に規定する実施施設の長の送迎を行うときにおける看護師等雇上費に係る額の算定については、当該送迎を実施した実際の時間（30分単位）についてこれを行うものとし、待機時間は含めないものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受ける被保護世帯又は市区町村民税非課税世帯について利用料の減免を行った場合は、別表第2病児保育事業（特定分・低所得者減免加算）項の(1)生活保護法による被保護者世帯及び(2)市区町村民税非課税世帯に定めるところにより算定した額と、当該世帯について利用料を減免した額とを比較して、その少ない方の額を同項に規定する補助金の額に加算した額を補助金の額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、種類の異なる感染症に罹患した児童を同一利用時間帯に複数預かる際、隔離等の感染防止対応を行う保育士を加配する場合で、次のア及びイを満たすときは別表第3病児保育事業（感染症対応加算）項に定めるところにより算定した額と、病児保育事業の実施に必要な経費の実支出額から利用料その他の収入額を差し引いた額とを比較して、その少ない方の額を前2項に規定する補助金の額に加算した額を補助金の額とする。この場合において、感染症対応加算に係る児童は、第5条に規定する児童に限定しないものとする。

ア 感染症に罹患した複数の児童に対して隔離等の感染防止対応を行うために保育士を加配する日数（以下、「加配日数」という。）が、年間開所日数の半分を超えること。

イ アに掲げる加配日数については、「病児保育事業の実施について」（令和6年3月30日こ成保第180号子ども家庭庁成育局長通知）別紙「病児保育事業実施要綱」6（1）②において、「保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置すること。」としていることを踏まえて算定すること。（例：利用児童7名（うち感染症罹患児2名）に対して保育士3名を配置している場合は、感染症罹患児2名に対して隔離等の感染防止対応を行う保育士2名を確保した上で、感染症罹患児以外の児童への対応が可能であるため加算日数には含めないこと。）

（書類審査及び現地調査）

第14条 市長は、事業の途中においても、必要に応じて職員に書類審査及び現地調査をさ

せることができる。

(交付手続)

第15条 この要綱による補助金の交付手続は、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の規定の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- 2 令和2年度に限り、第13条に定めるもののほか、第3条の規定に基づき指定を受けた実施施設が新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（児童福祉施設等分）の実施について（令和2年6月19日子発0619第1号）で定める新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業を実施した場合には、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱別表児童福祉施設等の款新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業の項3基準額の欄に定める額と、同項4対象経費の欄に定める額の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を当該実施施設に交付する。
- 3 令和3年度及び令和4年度に限り、第13条に定めるもののほか、第3条の規定に基づき指定を受けた実施施設が子ども・子育て支援交付金の交付について定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の款利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (特例措置分)の項3基準額の欄の3の新型コロナウイルス感染症対策支援事業を実施した場合には、300,000円と、当該事業の実施に必要な経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を当該実施施設に交付する。
- 4 令和5年度に限り、第13条に定めるもののほか、第3条の規定に基づき指定を受けた実施施設が子ども・子育て支援交付金の交付について定める子ども・子育て支援交付金交付要綱の別紙利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の款利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)の項3基準額の欄の1の新型コロナウイルス感染症に係る事業継続支援事業を

実施した場合には、300,000円と、当該事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く。）の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額を当該実施施設に交付する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年9月12日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月19日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

2 この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月3日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行し、この要綱による改正後の高砂市病児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。

別表第1（第13条関係）

事業名	補助基準額	対象経費
病児保育事業（特定分、一般分・事業費）	<p>1 病児対応型</p> <p>(1) 基本分</p> <p>1 か所当たり年額 9,459,000円</p> <p>うち改善分 2,538,000円</p> <p>※ ただし、次のいずれの要件も満たさない場合には、改善分を減算すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施する。 ・市町村間の広域連携（市町村をまたいだ利用者の受入れ）を行い、他市町村に住民票を有する利用者が予約等を行うことができるICTを導入している。 <p>(2) 加算分</p> <p>（基本分に加え、年間延利用児童数により区分される次に定める額を加算する）</p> <p>ア 年間延べ利用児童数に応じた加算</p> <p>1 か所当たり年額</p> <p>1,180,000円</p> <p>（50人以上100人未満）</p>	病児保育事業の実施に必要な経費

	1,770,000円 (100人以上150人未満)	
	2,360,000円 (150人以上200人未満)	
	3,540,000円 (200人以上300人未満)	
	4,720,000円 (300人以上400人未満)	
	5,900,000円 (400人以上500人未満)	
	7,080,000円 (500人以上600人未満)	
	8,260,000円 (600人以上700人未満)	
	9,440,000円 (700人以上800人未満)	
	10,620,000円 (800人以上900人未満)	
	11,800,000円 (900人以上1,000人未満)	
	12,980,000円 (1,000人以上1,100人未満)	
	14,160,000円 (1,100人以上1,200人未満)	
	15,340,000円 (1,200人以上1,300人未満)	
	16,520,000円 (1,300人以上1,400人未満)	
	17,700,000円 (1,400人以上1,500人未満)	
	18,880,000円 (1,500人以上1,600人未満)	
	20,060,000円 (1,600人以上1,700人未満)	
	21,240,000円 (1,700人以上1,800人未満)	

	<p>22,420,000円 (1,800人以上1,900人未満)</p> <p>23,600,000円 (1,900人以上2,000人未満)</p> <p>24,640,000円 (2,000人以上)</p> <p>イ 送迎対応を行う看護師等雇上費 一人当たり 1 時間 1,500円以下</p>	
--	---	--

別表第 2 (第 13 条関係)

事業名	補助基準額	対象経費
病児保育事業(特定分・低所得者減免加算)	<p>次に掲げる区分ごとに減免をした年間延べ人数に、それぞれの単価を乗じた額</p> <p>(1) 生活保護法による被保護者世帯 一人当たり 2,000 円</p> <p>(2) 市区町村民税非課税世帯 一人当たり 1,000 円</p>	利用料を減免した額

別表第 3 (第 13 条関係)

事業名	補助基準額	対象経費
病児保育事業(感染症対応加算)	1 か所当たり年額 1,542,000 円	病児保育事業の実施に必要な経費